



制度の内容

リニア中央新幹線開業を見据え、良好な住環境と秩序ある宅地開発を促進することにより定住人口の増加及び人口流出の抑制を図り、もって活力のあるまちづくりを目指すため、民間事業者が実施する住宅団地開発事業に対して奨励金を交付します。（受付期間は令和13年3月31日まで。）

支援の要件

1. 都市計画法による開発許可を受け、都市計画区域内で行う住宅用地開発であり、開発する土地の面積の6割以上が住宅用地として造成されること。
2. 主たる施工業者が中津川市内に本社若しくは営業所を有すること。
なお、市内に営業所を有している場合には算定した交付額に2分の1を乗じた額とする。
3. 民間事業者の役員及び従業員が中津川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。
4. 民間事業者が納める市税に滞納がないこと。

交付額の算定方法

| 算定の基礎となる面積 | 交付額 | 交付限度額 |
|--|---|---------|
| 住宅用地の開発行為に係る面積から、次に掲げる面積を除いた面積 (1) 住宅用地1区画当たりの面積が200㎡(居住誘導区域内※ ¹ については、160㎡)を下回る区画の合計面積 (2) 住宅用地※ ² 及び公共施設※ ³ の用途以外の土地の合計面積 | 算定の基礎となる面積に1㎡当たり2,200円を乗じて得た額 (千円未満切り捨て) | 1,000万円 |

※1 都市再生特別措置法に基づき、「中津川市立地適正化計画」において定めた居住の誘導を促す区域

※2 戸建て住宅の建設を目的とする宅地

※3 公共の用に供する道路及び道路側溝、上水道及び下水道等

申請の期限

奨励金の申請は、開発行為の許可日から90日以内に下記の書類を都市建築課へ届け出をお願いします。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①交付申請書(様式1) | ⑥造成計画平面図(1/1,000以上) |
| ②開発行為の許可書(写) | ⑦市税に滞納がないことの証明書 |
| ③開発区域の位置図(1/50,000以上) | ⑧開発行為の主たる施工業者が分かる資料 |
| ④開発区域の区域図(1/2,500以上) | ⑨その他市長が必要と認める資料 |
| ⑤土地利用計画図(1/1,000以上) | |

詳しくは中津川市公式ホームページで「開発事業奨励金」と検索してください。

お問い合わせ

中津川市 リニア都市政策部 都市住宅課

0573-66-1111(内線206)